

○不破消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

昭和 43 年 5 月 1 日条例第 7 号

改正

昭和 49 年 4 月 1 日条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定に基づき不破消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の特例)

第 2 条 職務に専念する義務の特例については、垂井町職員の職務に専念する義務の特例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

附 則（昭和 49 年条例第 7 号）

この条例は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

